

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構における警戒事態の  
解消の判断の目安等に関する面談について

2. 日 時：令和4年4月6日 15:00～15:20

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁 緊急事案対策室

川崎企画調整官、平野室長補佐

日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 研究炉加速器技術部 NSRR管理課長 他7名

5. 要 旨

日本原子力研究開発機構（JAEA）から、「近畿大学における警戒事態の発生を踏まえた対応」に係る EAL の見直しに関して、前回の面談で整理するとしていた原子力科学研究所の NSRR における見直し方針について、資料1に基づき説明があった。

原子力規制庁から、NSRR を含む JAEA における IAEA ハザード分類Ⅲに該当する施設について、「止める」、「冷やす」及び「閉じ込める」に係る EAL 並びに「その他脅威」のうち原子炉制御室、通信連絡設備及び火災・溢水による機能喪失に関する EAL は、防護措置のトリガーとして設定する必要がないとの認識か確認したところ、JAEA からそう認識しているとの回答があった。また、令和3年度第58回原子力規制委員会の資料2で示した警戒事態の「解消の判断の目安」及び「解消の判断の手続き」について、JAEA の施設に適用するにあたり、見直しや解釈の明確化などの要望があるか確認したところ、IAEA から警戒事態の解消の運用などについて、明確化等の要望はないとの回答があった。

6. その他

配布資料

資料1：原子力科学研究所防災業務計画における NSRR の EAL について（日本原子力研究開発機構）